

# 定 款

一般社団法人 千葉県造園緑化協会

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
(名称) (事務所)	
第2章 目的及び事業 .....	1
(目的) (事業)	
第3章 社 員 .....	1
(会員の種類) (入会) (退会) (除名)	
(会費) (抛出金品の不返還)	
第4章 社員総会 .....	2
(構成) (権限) (開催) (招集) (議長)	
(議決権) (決議) (議事録)	
第5章 役 員 .....	4
(種別及び数) (役員を選任) (理事の職務及び権限) (監事の職務及び権限)	
(任期) (役員解任) (報酬等) (相談役及び顧問) (損害賠償責任の免除)	
第6章 理 事 会 .....	5
(構成) (権限) (招集) (議長) (決議) (議事録)	
第7章 資産および会計 .....	6
(事業年度) (事業計画及び収支予算)	
(事業報告及び決算)	
第8章 委 員 会 .....	7
(委員会)	
第9章 定款の変更および解散 .....	7
(変更) (解散) (剰余金の処分制限)	
(残余財産の帰属)	
第10章 事務局その他 .....	7
(事務局) (委任)	
第11章 公告の方法 .....	7
(公告)	
附 則 .....	8

# 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人千葉県造園緑化協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

# 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、造園・環境緑化事業の健全な発展を推進し、その適切な運営により生活環境の整備及び自然環境再生の推進を図るとともに、県民の造園・環境緑化に関する知識の普及、啓発に貢献することにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 造園・環境緑化に関する調査研究と成果の普及
- (2) 良好な景観形成に関する相談及び指導助言
- (3) 造園・環境緑化技術の向上と普及及び伝統的造園技術の伝承
- (4) 災害時における地域の安全確保の支援
- (5) 緑化行政に対する協力
- (6) 造園・環境緑化事業を担う人材育成
- (7) 造園・環境緑化に関する情報の収集・提供
- (8) 会員企業の経営発展や経営革新の戦略構築支援
- (9) 前各号の事業を達成するために必要な事業

2 前項第(1)から(5)号は、実施事業とし千葉県内で行う。

# 第 3 章 社 員

(会員の種類)

第 5 条 会員になることが出来る者は、次の三種類とする。

- (1) 正会員 建設業法による造園工事業の許可を受けたのち、県内に主たる事業所において継続的に造園工事（緑化工事）の完成工事高がある又は造園に関わる委託管理業務を実施している法人又は個人とする。
- (2) 賛助会員 造園業又はこれに関連する事業を営み、本会の目的に賛同するもの。
- (3) 特別会員 造園業に関する学識経験者で、本会の目的に賛同するもの。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、社員総会で定める入会金を添えて、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(2) 特別会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (退 会)

第 7 条 会員は、次の事由により会員の資格を失うものとする。

- (1) 第 5 条の資格を失ったとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会長に退会の届出をしたとき。
- (4) 会費を 1 年以上納入しないとき。
- (5) 次条の規定により除名されたとき。

#### (除 名)

第 8 条 会員が次の一つに該当するときは、社員総会の決議によって、その会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、当該会員の除名の決議を行う社員総会において弁明の機会をあたえなければならない。

#### (会 費)

第 9 条 正会員、及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし特別会員については、会費を要しない。

#### (抛出金品の不返還)

第 10 条 退会し又は除名された会員がすでに納入した会費・入会金・その他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第 4 章 社員総会

#### (構 成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### (権 限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開 催)**

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

**(招 集)**

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 社員総会の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

**(議 長)**

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事が出席社員のうちから指名する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が出席社員のうちから指名する。

**(議 決 権)**

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき各 1 個とする。

**(決 議)**

第 17 条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期の借り入れ
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

**(議 事 録)**

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役 員

### (種別及び数)

第 19 条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 10 名以上 18 名以内
  - (2) 監事 2 名以内。
- 2 理事の内 1 名を会長とし、その会長を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち 2 名を副会長とし、1 名を専務理事とする。
- 3 副会長と専務理事を業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長・副会長、及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 必要があるときは、理事のうち 3 名を会員外から選任することができる。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

### (理事の職務及び権限)

第 21 条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 専務理事は理事会の定めるところにより職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

### (監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (任 期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事が第 19 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に弁明の機会をあたえなければならない。

**(報 酬 等)**

第 25 条 理事及び監事に対しては、職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

**(相談役及び顧問)**

第 26 条 本会に相談役及び顧問若干名を置くことができる。

2 相談役は、本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、学識経験者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べる。

**(損害賠償責任の免除)**

第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

## **第 6 章 理 事 会**

**(構 成)**

第 28 条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

**(権 限)**

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) その他本会運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、前項の規定により総会に付議すべき議案の作成、その他本会の運営に関する事項（簡易なものを除く。）について決議する。

**(招 集)**

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は会長とする

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 96 条の要件を満たす場合には理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事 業 年 度)

第 34 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。



## 第 8 章 委 員 会

(委 員 会)

第 37 条 会長の諮問に応じ、又は本会の事業を行うため、本会に委員会をおくことができる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(変 更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 事務局その他

(事 務 局)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(委 任)

第 43 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公 告)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 20 条の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事は、中村伸雄とする。
- 4 この定款は、令和 3 年 5 月 20 から改正施行する。